

杉並区立神明中学校いじめ防止対策推進基本方針

本校は、杉並区いじめ防止対策推進基本方針の制定（平成29年）及び改訂（令和7年）を受け、生徒が安心して学習、その他の活動に取り組めることのできるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として以下の基本方針を策定します。

1 いじめについての理解

（1）いじめの定義

いじめとは、相手の行為により被害の生徒が心身の苦痛を感じたものをいう。法に規定されたいじめは、いわゆる社会通念上のいじめの範囲より極めて広く、生徒が心身の苦痛を感じる行為についてはいじめに該当する。

【いじめ防止対策推進法】

第2条第1項 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

【いじめ防止対策推進法】

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（3）いじめの解消

いじめは、単に謝罪があつただけでは、安易に解消したと判断することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの要件を満たす必

要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の事情も考慮して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間等が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害及び加害生徒の様子を含め状況を注視し、時間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注意深く観察する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為によりその心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至るまで、被害生徒の安心・安全を確保する責任がある。学校いじめ対策委員会においては、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態は、あくまでも一つの段階にすぎない。「解消している」段階に至った後でも、いじめが再発することも十分にあり得ることを踏まえて、学校の教職員は、いじめの被害生徒と加害生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 いじめの防止対策の基本的な考え方

いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こり得るという認識の下、教育委員会及び学校は、日常的な未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決を図る必要がある。

（1）いじめを許さない学校をつくる

いじめを生まない、許さない学校へ

いじめが児童・生徒の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることを踏まえ、全ての生徒が安心して学習に取り組むことができるよう、いじめを許さないという教職員としての意識向上を図るとともに、学校がいじめ問題に組織的に対応できる校内体制を整備する。

(2) 生徒の主体的な行動を促す

いじめ問題について生徒が自ら考え行動する学校へ

生徒がいじめに関する理解を深め、いじめをしない、いじめを放置しないなど、いじめを自分たちの問題として、本校では、生徒会活動や学級活動等を通して、主体的に考え、話し合い、行動できるようにする。

(3) 家庭・地域・関係機関と連携した取組を進める

家庭・地域・関係機関との連携による安心な学校へ

いじめが複雑化・多様化する中、家庭・地域・関係機関がそれぞれの役割を認識しつつ連携を図り、いじめ問題の解決に向けて、社会全体による取組を進める。

【杉並区いじめの防止等に関する条例】

第3条第1項 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

第3条第2項 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深め、児童生徒が主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

第3条第3項 いじめの防止等のための対策は、いじめがどの児童生徒にも起こる可能性がある問題であることに鑑み、区、学校、保護者、区民等及び関係機関が、いじめを認識しながらこれを放置してはならないという意識を高めるとともに、一人ひとりの児童生徒に寄り添い、その気持ちを確実に受け止めた上で、いじめの防止等のために主体的に行動することを旨として行われなければならない。

第3条第4項 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、区、学校、保護者、区民等及び関係機関の連携の下、地域社会が一体となって、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 学校におけるいじめ防止等の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

本基本方針及び国・東京都の方針等を参考にし、学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める（法第13条）。

自校の基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

なお、学校いじめ防止基本方針については、学校運営協議会（CS）において確認するとともに、HP等で内容を周知する。

【いじめ防止対策推進法】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【杉並区いじめの防止等に関する条例】

第12条第1項 区立学校は、法第13条の規定に基づき、当該区立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、学校いじめ防止基本方針（次項において「学校基本方針」という。）を定めるものとする。

第12条第2項 区立学校は、学校基本方針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

（2）学校いじめ対策委員会の設置

当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織を設置する（法第22条）。

本校の組織の構成員については、校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、SCのほか、必要に応じてSSW、弁護士、警察官経験者（スクールソポーター）、子ども家庭支援センター職員等も加える。

【いじめ防止対策推進法】

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（3）未然防止に向けた主な取組

- ア 生徒会等による主体的な取組を通して、生徒がいじめは絶対に許されないこと自覚するように促し、いじめを許さない学校づくりを進める。
- イ 道徳教育や人権教育、「いのちの教育」の充実、読書活動、体験活動などの推進等を通して、いじめの解決に向けて、自ら考え、話し合い、多様性や互いのよさを認め合える態度を育成する。
- ウ 年3回以上の「いじめに関する授業」を実施し、いじめは絶対に許されない行為であることなど、子どもたちにいじめについての正しい理解を促すとともに、いじめの防止等のために必要な資質・能力の育成を図る。
- エ 年3回以上の校内研修を実施し、教職員の資質・能力の向上を図る。
- オ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処することができるよう、情報モラル教育年間指導計画を作成し、生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。

【杉並区いじめの防止等に関する条例】

第23条第1項 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、互いの個性を尊重し合う態度を養うこと及び当該児童生徒の自己肯定感や自尊感情を高めることが当該区立学校におけるいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

第23条第2項 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校におけるいじめを防止するため、当該区立学校に在籍する児童生徒に対し、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることに関する理解を深めるための指導を行うものとする。

第23条第3項 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校におけるいじめを防止するため、当該区立学校に在籍する児童生徒の保護者、区民等及び関係機関との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該児童生徒が自主的に行うものに対する支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(4) 早期発見・事案対処に向けた主な取組

ア 学校いじめ防止基本方針及び「いじめ対応マニュアル」を活用し、いじめの未然防止・早期発見・事案対処を行い、解消に向けて、組織的に保護者や地域、関係機関と連携した取組を進める。

イ 毎月のいじめ発生件数等の報告、東京都の「ふれあい（いじめ防止強化）月間」に合わせた年3回以上のいじめアンケートの実施、SCを活用した生徒への個別面談の実施等を通して、いじめの実態を的確に把握する。

ウ 全区立学校で教育相談コーディネーターを指名し、保護者や地域、関係機関との連携やSCとの相談・面談等の調整を図るなど、校内における組織的な教育相談機能をより充実させる。

エ 教職員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高め、学校一丸となり組織的に対応する。

オ 被害生徒の心のケアについては、その状況を的確に把握し、保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関と連携して被害生徒への支援を行う。

【いじめ防止対策推進法】

第16条第1項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

第16条第3項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

第16条第4項 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(5) 記録の作成・保存

被害生徒への継続的な支援や、対応の事後的な検証のため、学校いじめ対策委員会を開催した際には会議録を作成するとともに、実施した調査（アンケート・聞き取り）や対応した内容についても記録を作成する。

いじめに係る会議録、調査結果等の記録については、全ての教職員が確認できる方法で保管し、いじめに係る生徒が卒業、転学、退学等をしてから5年間が経過するまでは適切に保存する。

4 いじめ重大事態への対処

(1) いじめの重大事態とは

ア 重大事態の定義

いじめの重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、「生命心身財産重大事態」と「不登校重大事態」の2つの場合をいう。

(ア) 生命心身財産重大事態

いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」は、いじめを受けた生徒の状態に着目して判断する。想定される例として、次のような場合が挙げられる。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(イ) 不登校重大事態

いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」は、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連續して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、迅速に調査を開始する。

【いじめ防止対策推進法】

第28条第1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

イ 重大事態かどうかを判断する際の注意事項

- (ア) 重大事態とは、事実関係が「確定した段階」を指すのではなく、いじめにより重大な被害が生じた等の「疑いの段階」を指すものであり、重大事態としての対応が遅れれば取り返しのつかない事態に発展することも想定されることから、この「疑い」があると認めた時点で、速やかに重大事態としての対応を行う。
- (イ) 被害生徒やその保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」との申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対応を行う。その申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の調査の目的

重大事態の調査は、重大事態に至った経緯や背景事情を含めたいじめの事実関係を明らかにすることにより、その重大事態への対処や、同種の事態が再び発生するのを防止することを目的として行う。民事・刑事上の責任追及や、その他の争訟などへの対応を直接の目的としているものではない。

なお、被害生徒や保護者が調査を望まない場合でも、学校や教育委員会は、可能な限り自らの対応を振り返って検証し、再発防止に努めることが必要である。そのような場合には、被害生徒と保護者の意向にも配慮しながら、調査方法を工夫して調査を進める。

(3) 重大事態が発生した場合の学校と教育委員会の対応

ア 重大事態発生の報告

学校は、いじめの重大事態が発生したときは、直ちに教育人事・指導課 学校問題対応支援係（CEDAR）に一報を入れた上、速やかに「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について」を教育委員会に提出する。

教育委員会は、学校から提出を受けた報告書を速やかに区長に提出して報告するとともに、東京都教育委員会及び国へ「いじめ重大事態の発生に関する報告について」を提出する。

イ 資料の収集・整理

学校は、いじめの重大事態が発生したときは、学校が定期的に実施しているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や面談の記録、学校いじめ対策委員会の会議録及び学校としてどのような対応を行ったかの記録など、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理を行う。

ウ 調査の実施

いじめの重大事態が発生した場合、教育委員会は、条例第28条第2項の規定に基づき、「杉並区いじめ問題対策委員会」に対して速やかに調査を行わせる。学校

は、「杉並区いじめ問題対策委員会」が行う調査に協力する。

【杉並区いじめの防止等に関する条例】

第 28 条第 2 項 教育委員会は、重大事態が発生したときは、速やかに、対策委員会に法第 28 条第 1 項の規定による調査を行わせるものとする。【いじめ防止対策推進法】

エ 調査結果等の報告と提供

調査結果については、以下の順序で対応を行う。

(ア) 被害生徒やその保護者等への情報提供

学校又は教育委員会は、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で、被害生徒やその保護者に説明する。

また、加害生徒やその保護者に対しても調査結果について説明を行う。

【いじめ防止対策推進法】

第 28 条第 2 項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。